



自家発入門 30

建築基準法による自家発電設備の規制(その3)

5月号では、建築設備等に応じ設置できる予備電源の種類及び容量(運転時間)、また、建築基準法上の予備電源の構造基準等の取扱等について解説しました。6月号では、建築基準法上の自家発電設備の点検等の規制についてご紹介します。

なお、自家発電設備を建築基準法では「自家用発電装置」と呼称しておりますが、本稿では消防法でも用いられている「自家発電設備」に統一しました。

予備電源として設置する民間(※1)の建築設備には、点検等に関する報告が義務づけられていますが、**国等(※2)**のものについては、この様な義務づけはありません。

これは、予備電源を含む建築設備だけではなく、建築物の点検報告にも当てはまります。

消防法では、この様な国等と民間での規制の差は、設けられていません。

※1. 国等以外をいう。

※2. 国、都道府県及び建築主事を置く市町村をいう。

Q1

建築基準法上における自家発電設備の点検等の

規制について、消防法における規制と比較して教えてください。

A1

消防法では「消防用設備等の点検の基準」の告示にて、各消防用設備と同様に自家発電設備についても点検基準が定められております。

建築基準法でも告示にて定められておりますが、自家発電設備は、排煙設備及び非常用の照明装置における点検項目として、それぞれ位置づけられております。

建築基準法、消防法による自家発電設備の点検等に関する規制について、その概要を次ページの表1に示します。

Q2

A1以外に建築基準法における自家発電設備の

点検等の規制で、特徴的なものはありますか。

A2

建築基準法では、表1に示すとおり、自家発電設備を

Q3

国等の建築物、建築設備の点検等においては別に

独自の規制があるのですか。

A3

特に重要な官公庁(国家機関)の施設(建築物、建築設備等)の維持保全として、建築基準法の規制対象外の施設であって一定規模を超えるものについては、「官公庁施設の建設等に関する法律」(官公法)が適用されます。官公法の適用を受ける施設に設置される予備電源である自家発電設備の点検等も、官公法に基づき定められた建築設備の基準により行うことが義務づけられています。

Q4

官公法及び建築基準法による点検の対象となる建築物は、具体的にはどれ位の規模になりますか。

A4

官公法により点検の対象となる建築物は、建築基準法による規制を受けたものを除く事務所等の用途に供

この記事は当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては所轄行政機関に確認してください。

する小規模な国等の建築物であって、階数が2以上又は延べ面積が200m²を超えるものが対象となります。

建築基準法令により対象となる建築物は、①事務所等の用途に供する建築物及び②特殊建築物があります。

①は3階以上で延べ面積200m²を超えるものうち、**特定行政庁が指定するもの(※3)**となります。

②は用途・階数などにより対象規模が異なるため、一概には言えません。

※3. 法第6条第1項第1号に掲げる建築物を除く。

表1 建築基準法、消防法による自家発電設備の点検等に関する規制

	建築基準法	消防法
対象設備	建築設備の予備電源として設置される自家発電設備	消防用設備等の非常電源として設置される自家発電設備
点検等の基準	次の基準に基づき行う。 「建築設備の定期検査及び定期点検における項目、事項、方法及び結果の判定基準」 (平成20年国土交通省告示第285号) ・別表第2 排煙設備 ・別表第3 非常用の照明装置	次の基準、要領に基づき行う。 「非常電源(自家発電設備)点検基準」 (昭和50年消防庁告示第14号) 「非常電源(自家発電設備)点検要領」 (平成14年消防予第172号)
点検等の期間(時期)	1 国等の建築設備 (施行規則第6条の2第1項) 1年(但し、国土交通大臣が定める点検の項目は3年)以内ごとに行う。 2 民間の建築設備 点検等の実施時期は規定されていない。但し、点検報告等の時期は規定されている。	点検の実施期間が、次のとおり定められている。 (平成16年消防庁告示第9号) ・機器点検…6月 ・総合点検…1年
点検等の記録	次の建築設備の検査結果表に記録する。 (平成20年国土交通省告示第285号) ・排煙設備 別記第2号 ・非常用の照明装置 別記第3号	次の点検票に記録する。 (昭和50年消防庁告示第14号) 「非常電源(自家発電設備)点検票」
点検等の報告	1 国等の建築設備 点検等の報告義務は規定されていない。 2 民間の建築設備 概ね6月から1年まで(但し、国土交通大臣が定める検査の項目は1年から3年まで)の間隔で、特定行政庁が定める時期に、次の報告書等を用いて特定行政庁に報告する。 (施行規則第6条第1項) (平成20年国土交通省告示第285号) ・定期検査報告書(別記第36号の6) ・定期検査報告概要書(別記第36号の7)	次の防火対象物の種類に応じ、「消防用設備等点検結果報告書」(上記点検票を添付)により、所轄消防機関に報告する。 (施行規則第31条の6) ・特定防火対象物…1年に1回 ・非特定防火対象物…3年に1回

この記事は当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては所轄行政機関に確認してください。